

◎新潟県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	廃 止 年 月 日
治面地 学	治面地接骨院 柏崎市四谷2丁目3番19号	令和8年3月31日